

## **[事案 2022-309] 既払込保険料返還請求**

・令和 5 年 5 月 25 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和 3 年 9 月に銀行を募集代理店として契約した米ドル建個人年金保険について、募集人から、「目標値を設定することで、外貨預金でも保険でも同じタイミングで同額が戻ってくる」と説明を受けたため契約したが、実際には、保険は手数料等が控除されるため同じタイミングにはならないことが判明したことから、払い込んだ保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

本件は、他の指定紛争解決機関にも申立てがなされているため、裁定手続は打切りが妥当と考える。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は、すでに他の指定紛争解決機関において審理継続中であることから、裁定手続を打ち切ることとした。